

# 医療法人 亀岡病院

## (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

### 第1条

1. 医療法人亀岡病院（以下「当事業所」）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。
2. 要介護・要支援状態となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、また予防を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。また、リハビリテーションは「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとする。

(運営方針)

### 第2条

1. 利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
2. 自ら提供する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該機関の情報提供により訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況、病状等を踏まえて訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービス内容を記載したリハビリテーション実施計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握につとめ、利用者又はその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
6. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
7. 従事者は利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成し、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携につとめる。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- 1) 医療機関名 : 医療法人亀岡病院
- 2) 所在地 : 亀岡市古世町3丁目21番1号

(事業の内容)

### 第4条

1. 理学療法士、言語聴覚士による居宅における訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 医療機関に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1) 管理者：医師 常勤1名

管理者は、訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2) 理学療法士：非常勤3名  
言語聴覚士：非常勤1名

訪問診療等及び必要な療養管理指導

従事者は、医師の指示を基に、サービスの目標、達成のために必要なリハビリテーション実施計画書を作成し、利用者の心身機能の維持回復を図るためリハビリテーションの指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、亀岡病院職員就業規則に準じて定めるものとする。

- 1) 営業日：月曜日から土曜日。(土曜日は午前中のみ)  
ただし、国民の祝祭日、年末年始の休み(12月29日～1月3日)、その他別に定める規定による休日を除く。
- 2) 営業時間：午前9：00～午後5：00。(土曜日は12時30分までとする)
- 3) 天候・災害等により、訪問することに危険が伴うと事業所が判断した時は訪問を中止する。
- 4) 上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度掲示する。

(通常事業の実施範囲)

第7条

1. 原則として亀岡市全域とする。

(利用料等)

第8条

1. 指導を実施した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。なお、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。
2. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。
3. 交通費については、

・通常事業の実施地域の利用者	無料
・通常事業の実施地域以外の利用者	
通常事業の実施地域を出て、片道おおむね20km未満	500円
通常事業の実施地域を出て、片道おおむね20km以上	1000円

タクシーまたは公共の交通機関を利用した場合は実費負担となる。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(相談・苦情処理)

第9条

1. 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。
2. 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結した日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条

1. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの際、万一事故が生じた場合は、各医療機関が契約している医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。
2. 当事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(虐待の防止のための措置に対する事項)

#### 第11条

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとします。

- 1) 虐待防止のために担当者を定め、委員会を設置し、指針を整備する。また職員に対する研修を実施する等、必要な措置を講じます。
- 2) サービス提供中に擁護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかにこれを市町村、地域包括支援センター等に通報するものとします。

(感染症対策)

#### 第12条

職員は感染症マニュアルを徹底します。

感染症に関する担当者を定め、委員会の開催、計画や指針の整備、研修・訓練等を実施します。

(非常災害時の対策)

#### 第13条

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の必要な災害防止対策について担当者を定め、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練等を実施します。

(訪問困難時について)

#### 第14条

天候・災害等により、訪問することに危険が伴うと事業所が判断した時は訪問を中止します。その場合は利用者・家族・居宅支援事業所に連絡します。

(秘密の保持)

#### 第15条

1. 医療機関の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

#### 第16条

1. 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
2. 職員の質的向上を図るため、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
3. 指導を求められた場合、止むを得ない事情により指導の実施が困難な場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人亀岡病院が別に定める。

(付則) この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成18年4月1日改訂	平成19年4月1日改訂
平成22年10月1日改訂	平成23年2月1日改訂
平成27年4月1日改訂	平成28年9月1日改訂
令和3年10月1日改訂	令和5年5月1日改訂
令和6年4月1日改訂	